

封建的身分の解消 1 四民平等 ※四民…江戸時代の士農工商身分

- 公家・大名→2 華族 武士→3 士族 ・4 卒(旧足輕以下 1872まで)
- 農・工・商→5 平民 (93.4%)…6 苗字を許可(1870)、通婚・職業選択・移転などの自由
- えた・非人 → 平民 ↑ …1871. 7 身分解放令(賤民廃止令)
- 8 戸籍法(1871)→9 壬申戸籍の作成(1872. 全国統一の戸籍 身分差別記載がある)

※差別意識は残存 <例>部落差別…不十分な施策 10 解放令反対一揆も発生

近代的税制の設立 地租の近代化による財源の安定が必要

- 背景 { 政府の財政難…廃藩による各藩の債務の引き継ぎ、三井・鴻池ら大商人からの借入金  
年貢(=地租)が当時の財源のほとんど(93%)

準備 11 田畑勝手作り禁止の解除(1871)・12 田畑永代売買禁止の解除(1872)…土地利用・売買の自由化

13 地券の発行(1872)…14 年貢負担者(地主か自作農)に 所有者・土地面積・15 地価を明記

最初の「16 壬申地券」(1872)は地租額無記載だった

17 地租改正条例の公布(18 1873年7月)…以後徐々に全国で統一的に実施

- 納税者 19 耕作者から土地所有者(地券所有者)へ ※江戸時代の村単位から個人単位へ
- 課税基準 20 収穫高から地価へ 税率…21 地価の3% (豊作・凶作によらず)
- 納税方法 22 物納から金納へ ※別に民費=23 地方税が1% (金納)

※24 入会地 (共有地)は官有地へ編入、小作契約期間の短縮など

※25 従来の年貢収入から減少しないように地価・地租を決定

影響 政府 安定した貨幣税収→富国強兵・殖産興業を推進

地主 小作との上下関係は温存 26 小作料は現物納のまま→27 米価が上がれば大きな利益

- 自作農 高率の地租に苦しむ →28 小作人に転落するものもあり
- 小作農 高率の小作料は変わらず、米価が上昇しても恩恵なし →貧困化
- 29 地租改正反対一揆…明治9年(1876)に激化 ※この年凶作

<例>30 真壁騒動(茨城大一揆)[茨城県] 31 伊勢暴動(三重大一揆)[三重・愛知・岐阜・堺県]

→32 1877年、政府は33 地租を2.5%に引き下げ ※「竹槍でドンと突き出す2分5厘」

※当時各地で起こっていた34 不平士族の反乱との結びつきを恐れた

※地租改正は1880年ころまでにほぼ完了 →登記法(1886)へ 1889年に廃止

## 近代的軍隊の設立

※<sup>35</sup>国民皆兵の構想…<sup>36</sup>大村益次郎(村田蔵六)[長州]→暗殺(1869)→<sup>37</sup>山県有朋 [長州]へ

1871. <sup>38</sup>鎮台 設置…常備陸軍 内乱鎮圧など 東京・大阪・熊本・仙台 (のち名古屋・広島)

<sup>39</sup>親兵(御親兵)組織…廃藩置県に備えて薩長土から1万 →<sup>40</sup>近衛兵(天皇の護衛兵:1872)

41.1872. <sup>42</sup>徴兵告諭 …兵役が国民の義務であることを強調 「<sup>43</sup>血税」の文言  
※この年、兵部省→陸軍省・海軍省に分かれる(1872)

44.1873. <sup>45</sup>徴兵令…<sup>46</sup>満20歳以上の男子に<sup>47</sup>兵役(<sup>48</sup>3年間・抽選)

免除規定 <例>官吏・官立学校の生徒 戸主・長男・養子 <sup>49</sup>代人料270円納入者など  
<sup>50</sup>実際には農民の次男三男が負担 『<sup>51</sup>徴兵免除心得』

→<sup>52</sup>血税一揆(騒動)…農民の反対運動 士族も反対

1878. <sup>53</sup>参謀本部の設置…陸軍の最高軍令機関 天皇直属 ※<sup>54</sup>海軍軍令部成立は1893年

**警察制度** ※<sup>55</sup>邏卒から<sup>56</sup>巡查へ

1873. <sup>57</sup>内務省 の設置 ←征韓派の下野に対処

殖産興業(勸業寮)と警察事務(警保局) 長官=<sup>58</sup>内務卿は<sup>59</sup>大久保利通

1874. <sup>60</sup>警視庁の設置…東京 <sup>61</sup>内務省直属 長官は川路利良[薩摩]

※士族不要論…四民平等との矛盾や徴兵制 <例><sup>62</sup>脱刀令[1871]…帯刀は任意となる→士族の不満

## 秩禄処分と士族の没落

士族への<sup>63</sup>秩禄 の支給 →重い財政負担(約30%) →<sup>66</sup>秩禄処分 が必要

…江戸時代以来の<sup>64</sup>家禄と王政復古の功労者への<sup>65</sup>賞典禄

1873. <sup>67</sup>秩禄(家禄)奉還…希望者 家禄4~6年分の一時金(現金+<sup>68</sup>秩禄公債)を受け取る

→全士族の約3分の1にとどまる。

<sup>69</sup>1876. <sup>70</sup>金禄公債証書 の交付…華士族の秩禄を全廃

「金禄」…1875年から家禄は米での支給から金銭での支給に切り替え

秩禄の5~14年分の公債を与える <例>華族平均約60,000円、下級士族約400円

※公債の考え方…①期間は30年間(完了は1906年)

②5年間据え置き。6年目から毎年抽選し当たったら全額支給

③当たらない期間は利子を受け取る

**華族や上級士族** 多額の公債(利子も高額)→経済的安定→さらに資本投資へ

**下級士族** 利子収入が少額→大多数が没落(一部は官吏・巡查・教員・政商ほか)

→政府、<sup>71</sup>士族授産 の奨励 …不十分 「<sup>72</sup>士族の商法」の失敗 →士族の不満が高まる

<例>資金の貸付、北海道の屯田兵、開墾・帰農、官林の格安払い下げなど

【時代順問題に挑戦】2001年度 本試験 日本史B

I ③薩長土3藩の兵約1万を東京に集め、御親兵が組織された。

II ②総裁・議定・参与の三職が置かれ、参与には藩士からも就任した。

III ①薩長同盟(連合)が成立した。

封建的身分の解消 1 四民平等 ※四民…江戸時代の士農工商身分

{ 公家・大名→2 \_\_\_\_\_ 武士→3 \_\_\_\_\_ ・4 卒(旧足輕以下 1872まで)  
 農・工・商→5 \_\_\_\_\_ (93.4%)…6 苗字を許可(1870)、通婚・職業選択・移転などの自由  
 えた・非人 \_\_\_\_\_ ↑ …1871. 7 身分解放令(賤民廃止令)  
 8 戸籍法(1871)→9 壬申戸籍の作成(1872. 全国統一の戸籍 身分差別記載がある)

※差別意識は残存 <例>部落差別…不十分な施策 10 解放令反対一揆も発生

近代的税制の設立 地租の近代化による財源の安定が必要

背景 { 政府の財政難…廃藩による各藩の債務の引き継ぎ、三井・鴻池ら大商人からの借入金  
 年貢(=地租)が当時の財源のほとんど(93%)

準備 11 田畑勝手作り禁止の解除(1871)・12 田畑永代売買禁止の解除(1872)…土地利用・売買の自由化  
 13 \_\_\_\_\_ の発行(1872)…14 年貢負担者(地主か自作農)に 所有者・土地面積・15 \_\_\_\_\_ を明記

最初の「16 壬申地券」(1872)は地租額無記載だった

17 \_\_\_\_\_ の公布(1873年7月)…以後徐々に全国で統一的に実施

{ 納税者 19 耕作者から土地所有者(地券所有者)へ ※江戸時代の村単位から個人単位へ  
 課税基準 20 収穫高から地価へ 税率…21 \_\_\_\_\_ (豊作・凶作によらず)  
 納税方法 22 物納から金納へ ※ 別に民費=23 地方税が1% (金納)

※24 \_\_\_\_\_ (共用地)は官有地へ編入、小作契約期間の短縮など

※25 従来の年貢収入から減少しないように地価・地租を決定

影響 政府 安定した貨幣税収→富国強兵・殖産興業を推進

地主 小作との上下関係は温存 26 小作料は現物納のまま→27 米価が上がれば大きな利益

{ 自作農 高率の地租に苦しむ →28 小作人に転落するものもあり

{ 小作農 高率の小作料は変わらず、米価が上昇しても恩恵なし →貧困化

→29 地租改正反対一揆…明治9年(1876)に激化 ※この年凶作

<例>30 真壁騒動(茨城大一揆)[茨城県] 31 伊勢暴動(三重大一揆)[三重・愛知・岐阜・堺県]

→32 1877年、政府は33 地租を2.5%に引き下げ ※「竹槍でドンと突き出す2分5厘」

※当時各地で起こっていた34 不平士族の反乱との結びつきを恐れた

※地租改正は1880年ころまでにほぼ完了 →登記法(1886)へ 1889年に廃止

## 近代的軍隊の設立

※<sup>35</sup>国民皆兵の構想…<sup>36</sup>大村益次郎(村田蔵六)[長州]→暗殺(1869)→<sup>37</sup>\_\_\_\_\_ [長州]へ

1871. <sup>38</sup>\_\_\_\_\_ 設置…常備陸軍 内乱鎮圧など 東京・大阪・熊本・仙台 (のち名古屋・広島)

<sup>39</sup>親兵(御親兵)組織…廃藩置県に備えて薩長土から1万 →<sup>40</sup>近衛兵(天皇の護衛兵:1872)

<sup>41</sup>1872. <sup>42</sup>\_\_\_\_\_ …兵役が国民の義務であることを強調 「<sup>43</sup>\_\_\_\_\_」の文言

※この年、兵部省→陸軍省・海軍省に分かれる(1872)

<sup>44</sup>1873. <sup>45</sup>徴兵令…<sup>46</sup>満20歳以上の男子に<sup>47</sup>兵役(<sup>48</sup>3年間・抽選)

免除規定 <例>官吏・官立学校の生徒 戸主・長男・養子 <sup>49</sup>代人料270円納入者など

<sup>50</sup>実際には農民の次男三男が負担 『<sup>51</sup>徴兵免除心得』

→<sup>52</sup>血税一揆(騒動)…農民の反対運動 士族も反対

1878. <sup>53</sup>参謀本部の設置…陸軍の最高軍令機関 天皇直属 ※<sup>54</sup>海軍軍令部成立は1893年

**警察制度** ※<sup>55</sup>邏卒から<sup>56</sup>巡查へ

1873. <sup>57</sup>\_\_\_\_\_ の設置 ←征韓派の下野に対処

殖産興業(勸業寮)と警察事務(警保局) 長官=<sup>58</sup>内務卿は<sup>59</sup>大久保利通

1874. <sup>60</sup>警視庁の設置…東京 <sup>61</sup>内務省直属 長官は川路利良[薩摩]

※士族不要論…四民平等との矛盾や徴兵制 <例><sup>62</sup>脱刀令[1871]…帯刀は任意となる→士族の不满

## 秩禄処分と士族の没落

士族への<sup>63</sup>\_\_\_\_\_ の支給 →重い財政負担(約30%) →<sup>66</sup>\_\_\_\_\_ が必要

江戶時代以来の<sup>64</sup>家禄と王政復古の功労者への<sup>65</sup>賞典禄

1873. <sup>67</sup>秩禄(家禄)奉還…希望者 家禄4~6年分の一時金(現金+<sup>68</sup>秩禄公債)を受け取る

→全士族の約3分の1にとどまる。

<sup>69</sup>1876. <sup>70</sup>\_\_\_\_\_ の交付…華士族の秩禄を全廃

「金禄」…1875年から家禄は米での支給から金銭での支給に切り替え

秩禄の5~14年分の公債を与える <例>華族平均約60,000円、下級士族約400円

※公債の考え方…①期間は30年間(完了は1906年)

②5年間据え置き。6年目から毎年抽選し当たったら全額支給

③当たらない期間は利子を受け取る

**華族や上級士族** 多額の公債(利子も高額)→経済的安定→さらに資本投資へ

**下級士族** 利子収入が少額→大多数が没落(一部は官吏・巡查・教員・政商ほか)

→政府、<sup>71</sup>\_\_\_\_\_ の奨励 …不十分 「<sup>72</sup>士族の商法」の失敗 →士族の不满が高まる

<例>資金の貸付、北海道の屯田兵、開墾・帰農、官林の格安払い下げなど

【時代順問題に挑戦】2001年度 本試験 日本史B

I 薩長土3藩の兵約1万を東京に集め、御親兵が組織された。

II 総裁・議定・参与の三職が置かれ、参与には藩士からも就任した。

III 薩長同盟(連合)が成立した。